

しあわせは、みんなの力で！

令和 8 年 度 事 業 計 画



社会福祉法人 岩美町社会福祉協議会

— 目次 —

◎令和 8 年度 基本方針、重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ～ 2
◎事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ～ 1 8

NO.	事業名	ページ
1	法人運営事業	3 ～ 6
2	地域福祉事業	6 ～ 8
3	支え愛ネットワーク構築事業（町受託事業）	9
4	生活困窮者自立相談支援事業（町受託事業）	1 0 ～ 1 1
5	被保護者就労支援事業（町受託事業）	
6	就労準備支援事業（町受託事業）	
7	家計改善支援事業（町受託事業）	
8	生活支援体制整備事業（町受託事業）	1 1 ～ 1 2
9	地域介護予防推進事業（町受託事業）	1 2 ～ 1 3
1 0	共同募金事業	1 3 ～ 1 4
1 1	障がい福祉サービス事業	1 4
1 2	居宅介護支援事業	1 5
1 3	訪問介護事業	1 5 ～ 1 6
1 4	資金貸付事業	1 7
1 5	生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）	
1 6	福祉サービス利用援助事業（県社協受託事業）	1 8
1 7	その他の事業	

令和 8 年度 事業計画

I. 基本方針

近年の地域社会を取り巻く環境は、急激な人口減少や単身世帯の増加、家族機能の脆弱化、I C T機器の普及、さらには物価高騰などにより著しく変化しています。これに伴い、住民同士の交流の在り方も大きく変わり、地域で実践されてきた福祉活動やボランティア活動においては、リーダーの育成や担い手の確保が年々困難な状況となっているほか、住民相互の繋がり希薄化も一層進み、孤独・孤立の問題もこれまで以上に深刻化しています。

こうした中、本協議会は地域における福祉サービスを継続し提供していく使命と、地域からのニーズに応え、その役割をさらに発揮していくこととして、第4次地域福祉活動計画に基づき、様々な取り組みを進めていかなければならないと考えています。特に近年、社会的課題である身寄りのない高齢者等への支援については、国において新たな事業の創設が提案されるなど、制度的な動きも見られる中で、各地の社協に寄せられる期待と責任は大きく、本協議会としても地域の実情を十分に踏まえつつ、今後の支援の在り方について検討を重ね、適切な対応を図っていく必要があると考えています。

一方、介護サービス分野においては、3期連続黒字になる見通しで健全な経営状態を維持しており、引き続き地域や住民に選ばれる事業所として利用者の確保・増加に努めるとともに、持続可能な事業運営を目指し、日々の業務の中で課題や問題を職員間で抽出・共有しながら、収益確保に向けた取り組みを実行していきたいと考えています。また、介護報酬の改定について、通常3年ごとに行われるところ、今回は令和9年度とされていましたが、今回、約1年前倒しで令和8年度に臨時的な改定（期中改定）が実施されました。改定の主なポイントとしては、物価高騰や各種ランニングコストの増加など、事業運営に対応する基本報酬単価そのものの引き上げではなく、処遇改善加算の拡充が中心であり、賃金改善を最優先とする内容となっています。しかし、これは利用者負担等への影響も留意すべき内容であることから、利用者及びその家族への説明、合意形成も含めた対応が求められるため、内容を十分に精査・研究したうえで、慎重に進めていく必要があると考えています。

このような状況を踏まえ、本協議会は地域福祉推進の中核的な組織として、これまで培ってきた専門性を最大限に生かし、地域住民をはじめ、多様な機関・団体等との協働により、引き続き、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現に向けて、役職員一丸となって取り組んで参ります。

Ⅱ．重点目標

- 1．社会福祉協議会の組織基盤の強化と広報活動の推進
- 2．生活困窮者等への自立支援と各種相談・貸付事業の実施
- 3．ボランティアセンターの機能強化と生活支援サービスの開発
- 4．地域福祉ネットワークづくりと福祉関係団体との連携
- 5．高齢者の自立健康生きがいのづくりと介護予防事業の推進
- 6．介護保険事業の安定した運営
- 7．障害福祉サービスの推進

Ⅲ. 事業計画

1. 法人運営事業

【令和8年度予算書…4ページ】

法人運営

中・長期目標
○法人の健全運営や社会・経済状況の変化に即した事業を適正に行うため、自立的な財政基盤の強化を図るとともに、その提供する各種地域福祉サービスの質の向上、並びに事業運営の透明性の確保を目指す。 ○地域福祉推進の中核を担う社会福祉法人として、住民をはじめ、民生委員・児童委員、行政、他の社会福祉法人、関係機関団体等の多様な主体と連携協働し、地域課題の解決に努めていく。 ○職員一人ひとりがコンプライアンスの意識を持って行動し、常に課題意識を持ち、各種事業の目的に沿って職員自ら考え、行動できるよう意識改革に努め、組織全体の基盤強化を図っていく。
短期目標（令和8年度目標）
(1) 社協基盤の強化と福祉活動に積極的に取り組むための役職員等の研修 (2) 働き方改革等、国の制度に併せ、人事労務管理の強化とともに、職場環境整備を図る。 (3) 予算の適正かつ効果的な執行 (4) 広報紙、ホームページ、SNSなどを活用し、積極的な情報の受発信を行う。

【令和8年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
(1) 理事会・評議員会等の開催	(1) 理事会・評議員会等について ア 理事会の開催（6月・12月・3月） イ 評議員会の開催（6月・12月・3月） ウ 監査会の開催（5月） エ 評議員選任・解任委員会の開催（年間随時）
(2) 役職員研修の実施	(2) 役員を対象に県社協主催の研修に参加するとともに、職員としての資質の向上に向けた研修への参加や、必要な資格の取得を勧める。
(3) 働きやすい職場づくりの推進	(3) 働き方改革等関係法令の制定・改正を的確及び迅速に捉え、適正な規程の整備に努める。
(4) 福祉啓発・広報	(4) 各事業やボランティア活動などの情報を住民に周知し、福祉意識の向上を図る。 ア 広報紙の発行（6月・9月・12月・3月） イ ICTの進展によるデジタル化を鑑み、ホームページやSNSなどのツールを活用しながら情報の発信に努める。（年間随時）
(5) 身寄りのない高齢者等への支援に向けた調査研究【新規】	(5) 高齢者を中心として単身世帯等の急増が確実に見込まれる中で、身元保証から日常生活支援、死後事務の処理に至るまで、広く生活を支えていくため、既存の各施策も踏まえたうえで、必要な支援の在り方について検討していく。

社協会費

【事業概要】

社協の会員制度は、町民一人ひとりが福祉に関心を持ち、積極的に地域の福祉活動に参加していただくことを目的としている。会員になることが福祉活動に参加することと同じ意味を持っており、財政面だけでなく、地域福祉を支える大きな力になる。地域福祉の主役である町民と、それを推進する社協が一体となり、福祉のまちづくりを行うために欠かせない仕組みとして推進を図っていく。

中・長期目標
○社協だよりやホームページ等の活用を行い、会員制度の理解を深める活動や社協事業の見える化を図る。また、住民ニーズを取り入れた事業運営を行っていくために、自治会等との連携を深めていく。
短期目標（令和8年度目標）
会費の納入額の維持を図るために、会費の目的、使途の周知を行い、社協事業の理解を深める。

【令和8年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
(1) 会費の納入取りまとめの依頼	(1) 各地区自治会長、並びに町内会長・区長に会費（1,000 円／一世帯）の納入取りまとめの依頼を行う。（6月）
(2) 賛助会費の依頼	(2) 理事・監事・評議員、民生児童委員協議会等に賛助会費（1,500 円／口）の納入依頼を行う。
(3) 会費の使用目的、使途の情報発信を行う。	(3) 広報にて、具体的な見える化の情報発信を行う。（6月、3月）

心配ごと相談所、法律相談所の開設

【事業概要】

どんな悩みでも誰でも気軽に相談できる窓口として、秘密厳守のもと、相談所を開設する。

中・長期目標
○心配ごと相談事業 日常の困りごと、心配ごと、悩みごとを一人で抱え込まず、安心して話せる場として守秘義務を守り、誠意をもって対応を行う。また、必要に応じ、適切な専門機関に繋ぐことで、相談者が必要な支援を受けられるよう連携を図る。
○法律相談事業 財産・相続・金銭貸借・離婚等に関する相談ごとについて弁護士が相談に応じ、法的なアドバイスを受けることができる無料法律相談の場を提供する。
短期目標（令和8年度目標）
(1) 相談者の気持ちに寄り添い、丁寧な対応を心掛ける。 (2) 法的な相談については弁護士が相談に応じ、問題解決に向けたアドバイスを行う。 (3) 必要に応じ、適切な専門機関につなぎ、適切な支援が受けられるよう連携を図る。

【令和8年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
（１）定期的に心配ごと相談所を開設する。	（１）行政・人権・心配ごとに関する相談について、各相談員を配置する中で、広く住民の日常生活におけるあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行って、住民の福祉増進を図る。（毎月５のつく日で月３回開設）
（２）身近な法律相談窓口として、法律相談を開設する。	（２）弁護士による法律相談を開設する。（年５回）
（３）相談事業に対するスキルの向上に努める。	（３）各相談員に対して専門的な知識を身に付けるための研修会を開催する。（２月）

岩美ふれあいのまちづくり推進委員会の開催

【事業概要】

住民及び関係者の参画を得て、住民と共に地域福祉活動を進めるための行動計画である地域福祉活動計画の策定と評価・検証等を行い、地域福祉の向上と推進を図ることを目的に岩美ふれあいのまちづくり推進委員会を開催する。

中・長期目標
○地域の福祉課題への関心と理解を深め、関係機関・住民自らが様々な立場で意見を出し合い、多様化する福祉ニーズや諸問題を明確にし、地域のことについて話し合うことで福祉課題の解決を図っていく。
短期目標（令和８年度目標）
第４次地域福祉活動計画について、進捗状況の確認、検討、連絡調整、活動に対する課題の整理等にかかる取り組みを進めていく。

【令和8年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
（１）岩美ふれあいのまちづくり推進委員会の開催	（１）社会構造の変化や地域福祉に関する様々な制度や住民のニーズ等を踏まえ、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉を再構築していこうという願いのもと策定された、第４次地域福祉活動計画について、岩美ふれあいのまちづくり推進委員会を開催し、進捗状況の管理等を行っていく。（年２回開催）
（２）第４次地域福祉活動計画の推進	（２）本計画の新たな課題に向き合い推進した活動初年度を踏まえ、行政計画である地域福祉計画と連携した計画としての認識のもとで、さらに地域福祉活動の充実を図るべく、行政や関係機関、住民と連携し、計画の推進に努める。 【計画期間：令和７年度～令和１１年度】

救急キット配布事業の実施

【事業概要】

高齢者（世帯）等の緊急時等に迅速な救命救急対応を図るために、民生児童委員・行政・病院・消防等と連携を図りながら実施している。

中・長期目標
○町内在住の高齢者（世帯）等が、緊急時等に必要な支援を迅速かつ的確に受けるため、緊急連絡先、かかりつけ医及び服薬等の情報を記して保管する容器を配布し、地域福祉の充実を図る。
短期目標（令和８年度目標）
住民に対し、事業の目的や内容を周知するとともに、希望者に対して救急キットを配布し、日々の生活を安心・安全に暮らしていただく。

【令和８年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
（１）救急キット配布事業の実施	（１）令和８年度中に満７０歳に到達する高齢者（世帯）を把握し、民生児童委員協議会と連携を図り、救急キットを配布する。（７月～９月）

２．地域福祉事業

【令和８年度予算書…５ページ】

食事サービスボランティア事業の推進（町補助事業）

【事業概要】

各地区食事サービスボランティアグループと、民生児童委員協議会と連携を図り、概ね７０歳以上の一人暮らし高齢者等の方々に対し、食事を提供するとともに日常生活の安否確認等を行う目的のもと、月２回、昼食時の弁当を配布している。（利用料 200 円／回）

中・長期目標
○概ね７０歳以上の一人暮らし高齢者等を対象とし、手作りの食事を提供するとともに、地域の高齢者等の孤独感の解消や安否確認、地域のネットワークづくりや支援活動等につなげていく。
短期目標（令和８年度目標）
各地区食事サービスボランティアグループ、民生児童委員協議会の協力により、手作り弁当を配食（会食）することによって、地域住民と高齢者とのふれあい、及び栄養管理を進めていく。

【令和８年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
（１）各地区ごとでの配食及び会食会の実施	（１）各地区ごとに月２回、昼食時の弁当を配布するとともに、利用者やボランティアとのふれあいを目的とした会食会を実施する。（通年）
（２）献立委員会の開催	（２）健康と安全に留意し、バランスの良い献立・メニューを検討する。（年３回）
（３）今後の本事業における在り方についての検討【新規】	（３）今後の実施方法等を検討するため、関係者に対し、アンケート調査を実施する。

岩美町ふれあい福祉大会の開催（町補助事業）

【事業概要】

社会福祉功労者の表彰や金婚等のお祝い、記念講演等を行い、本町の更なる地域福祉の普及・啓発を図る機会として開催している。

中・長期目標
○誰もが住み慣れた福祉のまちづくりの実現に向けて、町民や社会福祉関係者等が一堂に集まる機会を作り、地域の連携の輪を広げていく。
短期目標（令和8年度目標）
(1) 開催予定日：令和8年10月18日（日） (2) その年の福祉課題に合わせた講演やプログラムを設定する。 (3) 金婚等のお祝い、社会福祉の発展に尽力している町民や団体を広く表彰する。

【令和8年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
(1) 実行委員会の開催 (2) 表彰授与者の決定	(1) 大会運営、開催方法の検討（年3回） (2) 各関係機関・団体より推薦のあった者を表彰審査会にて審査し、表彰者を決定する。（9月）

見守りネットワーク活動支援事業の推進

【事業概要】

自治会、又は自主防災組織等が主体となって、災害時における避難支援の仕組みや平常時の見守り・支え合いの体制づくり等の取り組みを行う際に必要な費用の一部を助成している。

中・長期目標
○地域の要配慮者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り・支え合い体制の構築を目指していく。
短期目標（令和8年度目標）
地域の中での話し合いや、具体的な活動を通じて、地域で「何ができるか」を明確にし、住民全員で認識することが目標。自治会・自主防災組織等の単位で地域の現状を共有し、日頃から近所同士の思いやり、困ったことを支え合う気運の醸成につなげていく。

【令和8年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
(1) 見守りネットワーク活動支援事業の実施	(1) 各地区自治会長、並びに町内会長・区長に対して事業内容の周知を行うとともに、取り組みに対する募集を行う。（7月） 活動費用の助成にあたっては、複数の集落・または区などで取り組まれる新たな課題や解決に向けた活動にも活用していただくよう、柔軟に対応していく。

ボランティアセンターの機能強化

【事業概要】

ボランティア活動を希望する人と支援を希望する人とのマッチングとコーディネートを行う町ボランティアセンターで、活動に関する相談や支援を行うとともに、情報発信と各種養成講座を立案し、ボランティアの輪を広げていくことを目的とする事業

中・長期目標
○ボランティアセンターの充実とボランティア活動及び福祉教育の推進 ○各種養成講座を通じたボランティア団体、個人ボランティアの育成 ○災害発生時の災害ボランティアセンターの運営に向けて、関係機関・団体等の協力支援体制の整備を行う。また、災害発生時にかかわらず、関係機関・団体等と日頃からの連携を図る。
短期目標（令和８年度目標）
(１) ボランティア活動の拠点として活用しやすい環境づくりを行う。 (２) ボランティアや福祉施設関係者との協働を通して、ボランティア活動の推進に努める。 (３) 町内各学校に福祉教育の推進を図り、ボランティアや社会福祉への理解を深める。

【令和８年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
(１) ボランティア活動者の育成	(１) 地域での活動に活かせる内容の養成講座の開催やボランティア活動の情報提供に努める。
(２) 夏休みボランティア体験と福祉の心を育てる推進校助成事業の実施	(２) 夏休みボランティア体験の実施（７月～８月）と福祉の心を育てる推進校助成事業を実施し、交流活動やボランティア活動など、具体的な実践活動を通して協力や奉仕する態度、実践力の育成に努める。
(３) 地域で取り組む福祉教育・ボランティア活動推進事業の実施	(３) 令和７年度から令和９年度までの３年間、県社協より「地域で取り組む福祉教育・ボランティア活動推進事業」の指定を受け、福祉教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を様々な活動を通して実践していく。(通年)
(４) ニーズ把握とマッチング調整	(４) ボランティアニーズを把握するとともに、希望者と支援者とのマッチングを行う。(通年)
(５) 災害ボランティアセンター業務へのＩＣＴ導入【新規】	(５) 災害発生時に町から要請を受けて本協議会が設置する災害ボランティアセンターについて、県社協主導ですすめているサイボウズ社の「キントーン（災害ボランティアセンター業務アプリケーションクラウドサービス）」を導入し、ボランティア募集・調整の省略化やニーズの分布と活動の進捗状況の把握、また、関係機関との情報の共有化など、運営業務に対するＩＣＴ化、効率化を図る。

3. 支え愛ネットワーク構築事業

【令和8年度予算書…6ページ】

【事業概要】

支援を必要とする人が安心して暮らせる地域づくりのために、地域の見守り、防災活動が住民によって主体的・継続的に行われ、地域の福祉力・防災力を向上させるよう支え愛マップづくりを通して、日頃の地域での見守り活動を始めとした支え合い活動や共助の仕組みづくりを目的とする事業

中・長期目標
○支援を必要とする人が安心して暮らせる地域づくりのために、支え愛マップづくりを通して、日頃の地域での見守り活動を始めとした支え合い活動や災害に備えての避難訓練、災害時の支援等、共助の仕組みづくりを目指す。 ○「見守り」から「発見」へ、「発見」から「支え合い」へ、「支え合い」から「課題解決」へとつながる発展型の見守りと支え合いのネットワークを高めていくことを目指す。
短期目標（令和8年度目標）
(1) 支え愛マップが未作成の集落に対して、災害発生時の活用だけでなく、地域の中で日頃からの支え合いのツールとして活用できるよう、町と連携しながら推進していく。 (2) 民生児童委員定例会への参加、あんしんコール活動の推進、並びに各関係機関との連携により、支援を必要とする人やそのニーズを多方面から収集する。 (3) 岩美町要配慮者支援制度の推進を図る中で、役場総務課と連携を図り、各地区の実情に応じた見守りや災害時における要配慮者の避難支援体制を整えていく。

【令和8年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
(1) 支え愛マップづくり等の推進	(1) 地域住民や集落等に対し、支え愛マップの概要や活用方法を紹介していくとともに、地域活動への参加の気持ちのある潜在的な人材を活動につなげていくため、地域の集いの場などに出向き、様々な参加のきっかけづくりに取り組む。また、役場総務課と連携を図り、見守りや災害時における要配慮者の避難支援体制を整えていく。(通年)
(2) あんしんコール活動の推進	(2) 概ね70歳以上の一人暮らし高齢者、または昼間独居及び虚弱な高齢者等を対象に定期的に電話を掛けることによる安否確認・健康状態の把握と相談活動を行う。(通年)
(3) 民生児童委員定例会への参加	(3) 町地域包括支援センターとの連携により、各地区で行われる民生児童委員定例会に参加し、地域の要配慮者及び福祉問題・課題等についての情報を共有する。(6月～7月)
(4) 福祉関係3者連絡会への参加	(4) 民生児童委員協議会、健康福祉課、社協が福祉に関する課題の検討、情報交換を行うことにより、更なる福祉の向上を図る。(年2回)

4. 生活困窮者等関連事業

生活困窮者自立相談支援事業	【令和8年度予算書……7ページ】
被保護者就労支援事業	【令和8年度予算書……8ページ】
就労準備支援事業	【令和8年度予算書……9ページ】
家計改善支援事業	【令和8年度予算書…10ページ】

【事業概要】

主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員、就労準備支援員をそれぞれ配置して生活困窮者等に対する包括的な相談・支援を行っている。

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者等が困窮状態から早期に脱却するため、支援対象者の自立と尊厳を確保しつつ、その状況に応じて包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における早期把握のためのネットワークを構築し、支援対象者の自立・就労支援を促進する。

(2) 被保護者就労支援事業

稼働年齢層にある被保護者に対して勤労意欲の醸成及び育成を図り、一般就労に向けた伴走型の就労支援を行い、福祉事務所等と連携を図りながら被保護者世帯の自立を推進する。

(3) 就労準備支援事業

生活困窮者等のうち、直ちに就労することが困難な者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎的な能力を習得するために、就労体験の場の提供や個人の状況に応じた支援をハローワーク等の関係機関と連携を図りながら計画的かつ段階的に行っていく。

(4) 家計改善支援事業

生活困窮者等のうち、家計収支の均衡が取れていないなど、家計の問題を抱えている支援対象者に対して、家計状況の見える化と根本的な課題を把握し、自ら家計を管理できるよう状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関への繋ぎ、必要に応じて貸付の斡旋等を行い、早期の生活再生を支援する。

中・長期目標

○生活困窮をはじめとする深刻な生活課題の解決や、孤独防止に向けた総合相談と支援の強化を図るため、生活困窮者自立支援法等に基づく、生活困窮者自立相談支援事業、被保護者就労支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的・継続的に実施し、町内に居住する生活困窮者等のあらゆる生活上の課題に対して、包括的な支援を行うことを目指す。

短期目標（令和8年度目標）

- (1) 生活困窮者等が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や相談者の意思を十分に確認することを通じて個々人の状態にあった支援計画の策定を行い、相談者の自立までを包括的かつ継続的に支える。
- (2) 一般就労へのステップアップを目指した各種講座やセミナーの活用（ハローワーク等との連携）及び就労体験先である町内協力事業所のさらなる開拓を目指す。
- (3) 債務整理に関する相談窓口（消費生活センター、法テラス等）との連絡調整

【令和8年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
(1) 支援調整会議の開催	(1) 支援計画の適切性の協議、支援提供者による支援計画の共有、支援計画の終結時等の評価について関係機関と連携を図りながら支援調整会議を開催する。(随時)
(2) 住居確保給付金の支給	(2) 離職により住居を失う恐れが高い方等に就職活動を支えるための家賃を支給する。(随時)
(3) フードパートナー事業の実施	(3) 生活困窮者対策の一環として、地域住民に協力を得て、食料品提供者（フードパートナー）として登録いただき、金銭的に困窮し、食料品に困っている方に対して緊急的な支援を行う。(必要に応じて随時)
(4) 子供服等リユース事業の実施	(4) 生活困窮者対策の一環として、不要となった子供服等は無償で譲渡する場を提供する。
(5) 協力事業所の開拓	(5) 就労体験の受け入れ先として町内事業所と事業協力に関する協定を締結する。(随時)
(6) 債務整理、貸付斡旋に関する支援	(6) 各種相談窓口（消費生活センター、法テラス、生活福祉資金等）と連携し、早期の生活再生を支援する。

5. 生活支援体制整備事業

【令和8年度予算書…11ページ】

【事業概要】

高齢者等の個別の生活ニーズに応えるよう、地域住民の主体性に基づきながら、安定的かつ継続的な住民参加サービス等の仕組みをつくるため、担い手を養成するとともに、関係機関と協働し、地域における見守り、支援活動の体制を整えていくことを目的とする事業

中・長期目標
○高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活を継続していくために、地域住民や関係機関と連携して、助け合いの地域づくりを目指すとともに、多職種と協力しながら多様な生活支援・介護予防サービスの基盤づくり、資源の発掘に努めていく。
短期目標（令和8年度目標）
(1) 地域の生活課題に対して地域住民が主体となって解決していけるよう、定期的な情報の共有・連携強化の場として生活支援サービス協議体を設置するとともに、生活支援コーディネーターが中心となり、地域の関係者と連携し、新たな生活支援基盤を検討する。
(2) 日常生活を送るうえで必要な見守り、簡単な家事支援など、地域での助け合いにより、高齢者等の生活を支える担い手（生活サポーター）を養成するとともに、生活サポーターが活動しやすいような環境づくりに努めていく。
(3) 地域の見守り活動（愛の輪推進員活動等）や介護予防活動（ふれあい・いきいきサロン活動等）との連携を深め、円滑に事業が実施できるよう支援する。

【令和8年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
(1) 生活支援サービス協議体の設置	(1) 地域ニーズ、資源の把握、住民主体の生活支援サービスの意義について、情報の共有を図るとともに、関係機関と協働し、高齢者等の生活を地域で支える仕組みづくりの検討を行う。(年2回)
(2) 生活サポーター養成講座の開催	(2) 地域における生活支援サービスの担い手を養成し、新たな支援活動に繋げる仕組みを創出する。(10月～11月：全4回シリーズ)
(3) 高齢者ファミリー・サポート・システム（生活援助型）事業の推進	(3) 高齢の方や障がいのある方等を対象に、日常生活を送るうえで困っていることなどを、助け合いの精神をもって支援するよう、有償ボランティアサービスとして実施する。(通年)
(4) 愛の輪推進員活動の推進	(4) 在宅の一人暮らし高齢者世帯などへ声掛けや安否確認を行う中で、民生児童委員と連携を密にし、高齢者が地域で安心して暮らせるよう支援する。(通年)
(5) 住民主体による「ふれあい・いきいきサロン活動」への支援	(5) 地域の課題や個別課題を早期発見できる場となるよう、情報交換会や研修会等を開催し、運営に対する支援を行う。(通年)
(6) 健康マージャンとeスポーツを活用した地域住民のための孤立予防対策への取り組み	(6) 地域住民の孤立予防対策の取り組みとして、居場所づくり・仲間づくり・生きがいづくりを推進し、認知症予防や引きこもり防止、余暇活動支援等を多角的に推進する。(通年)
(7) 地域生活課題やニーズの把握【新規】	(7) 地域に暮らす高齢者の支援を考えるうえで、日常での困りごとを把握するための第一歩として、アンケート調査を実施する。

6. 地域介護予防推進事業

【令和8年度予算書…12ページ】

【事業概要】

介護予防サークルの支援や、あったかハートサロン活動など、高齢者が気軽に交流できる環境づくりを進め、いつまでも自立して生活し続けることができるよう、介護予防への取り組みを充実させるため実施している。

中・長期目標
○高齢者がいつまでも住み慣れた地域において、可能な限り自立した生活が送れるよう、誰でも参加することができる介護予防に資する通いの場等の活動を効果的かつ効率的に支援していく。
短期目標（令和8年度目標）
(1) レクリエーションや器具等を用いた運動、茶話会等を行う中で、高齢者の生活維持・改善につなげるよう、あったかハートサロン活動の推進を図る。

- (2) 町の介護予防教室の修了者が介護予防活動を継続して実施できるようマイクロバスを運行し、サークル活動を支援する。
- (3) 高齢者の社会的孤立を防ぎ、要介護高齢者の増加抑制を図るため、ITネットワークを活用し、町内広域での高齢者の相互交流を促進する。

【令和8年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
(1) あったかハートサロン活動の推進	(1) 社会福祉協議会を活動拠点に毎週木曜日、 【午前コース】午前10時～11時30分、 【午後コース】午後2時～3時30分に分けて実施する。(通年)
(2) サークル活動の支援	(2) マイクロバスを運行し、サークル活動の送迎支援を行う。(週1回×12ヶ月×2サークル)
(3) ITネットワーク（楽集ネットワーク）の活用	(3) 高齢者が利用するサロン、各地区公民館、岩美病院、社会福祉協議会をITネットワークでつなぎ、岩美病院の専門職による健康相談等を実施し、高齢者の社会的孤立を防ぐとともに、要介護高齢者の増加抑制を図る。(毎月1回×12ヶ月)

7. 共同募金事業

【令和8年度予算書…13ページ】

【事業概要】

岩美町共同募金委員会として実施する共同募金運動を展開している。募金運動の中心は、町内全域で展開する「戸別募金」、「法人募金」、「学校募金」、「職域募金」、「街頭募金」等とし、共同募金配分金は、地域福祉向上に向けた様々な事業実施の財源として有効に活用している。

中・長期目標
○岩美町共同募金委員会の事務局を担う中で、共同募金は、地域福祉のため、「じぶんの町を良くするしくみ」の募金であるということを町民一人ひとりが理解し、募金運動に気持ちよく協力してもらえるよう分かりやすい周知に努める。使途についても何に配分されているのか理解し納得してもらえるよう見える化を図る。また、協力いただく自治会との連携を深め、配分団体にも地域福祉推進のための募金、町民からの募金であることをより認識し、使用してもらえるよう努めていく。
短期目標（令和8年度目標）
(1) 共同募金事業に協力することにより、社会福祉への住民の理解を深め、地域福祉活動の財源を確保するとともに、地域福祉の推進に貢献する。 (2) 共同募金の目的、配分事業の使途が町民一人ひとりに伝わるような広報、啓発チラシ作りなどの周知を行う。 (3) 戸別・法人・学校・職域・街頭募金といった、それぞれの募金運動を通して、共同募金の目的、使途を示し、理解者を増やしていく。

【令和8年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
（１）一般募金配分金事業の推進	（１）「赤い羽根共同募金」の配分金を財源として、地域福祉の向上や子供から高齢者までの幅広い世代の福祉向上のための事業を行う。 ア 福祉の心を育てる推進校助成事業にかかる活動費用を助成する。 イ 高齢者歩行用手押車と杖の購入費助成事業（購入費用の約３分の２を助成） ウ 福祉用具（電動ベット、車イス）貸出事業 エ 福祉団体（９団体）への活動支援（活動費の一部を助成する。） オ 社協だより発行助成事業 カ ボランティア活動育成事業（ボランティアに関する各種講座・体験事業にかかる活動費用の一部を助成する。）
（２）歳末たすけあい募金配分金事業の推進	（２）「歳末たすけあい募金」を財源として、支援を必要とする方々が地域で安心して暮らせる一助となるよう、民生児童委員協議会と連携を図り、激励慰問事業を実施する。

８．障がい福祉サービス事業

【令和8年度予算書…１４ページ】

【事業概要】

障害者総合支援法に基づき、障がいのある方々が自立した日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、身体介護や生活援助等を行っている。

中・長期目標
○障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業者として、サービス利用者に対し、きめ細やかな身体介護及び生活援助を行っていきけるよう、福祉ニーズの多様化に対応できる専門知識の習得や技術の向上を図っていく。
短期目標（令和8年度目標）
在宅の障がい者に対し、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じてホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助などを行うとともに、生活に関する相談や助言等、生活全般にわたるサービスを提供する。

【令和8年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
（１）居宅介護事業の推進	（１）利用者個人に寄り添い、日々の心身状況の変化に気を配り、生活全般にわたるサービスを提供する。（通年）

9. 居宅介護支援事業

【令和8年度予算書…15ページ】

【事業概要】

可能な限り自身の居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況やおかれている環境等に応じた支援をする。地域との連携を図りながら利用者に適した社会資源の活用や社会参加を勧め、質の高いサービスの提供に努めている。

中・長期目標
○利用者に満足度の高いケアプランを提供できるように、多職種との連携を図り、各種研修会に参加しながら自己研鑽に励み、地域から信頼される事業所づくりに努めていく。
短期目標（令和8年度目標）
(1) 地域福祉部門を有する社協ならではの特性を活かし、生活課題を包括的に支援する視点を持って、より厚い支援を提供していく。 (2) 介護支援専門員一人当たり月平均37件以上の給付管理を目指していく。 (3) ICTを活用することで効率的に業務を行い、利用者支援を充実させるとともに、多職種連携を強化し、より質の高いケアマネジメントを提供する。 (4) 令和7年度に導入した「ケアプランデータ連携システム」を積極的に活用し、事務処理の省略化と効率化を進めていく。 (5) 令和8年度の介護報酬改定により新設された介護職員等処遇改善加算制度を有効に活用し、職員の雇用や定着率の向上につなげる取り組みを推進する。

【令和8年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
(1) 利用者の情報を職員間で共有する。	(1) 緊急時に備え、常日頃から利用者の利用状況について情報を共有していく。（通年）
(2) 介護予防支援の実施	(2) 高齢者が生活するうえでの自立に向けた意識づけや目標設定に視点を置き、介護予防支援サービス計画を作成する。（通年）
(3) BCP（事業継続計画）の運用	(3) BCP（事業継続計画）に基づき、定期的に研修及び訓練を行う。（必要に応じて随時）
(4) 処遇改善加算の取得	(4) 制度内容を十分に精査・研究する中で、活用に向けて検討していく。

10. 訪問介護事業

【令和8年度予算書…16ページ】

【事業概要】

町内唯一の訪問介護事業所として、介護保険制度による要介護認定を受けた高齢者が安心して生活できるように身体介護や生活援助等を行う。また、町からの受託事業や介護保険外自費サービス事業を実施し、自主財源の確保を図る中で、運営の効率化・適正化を積極的に推進している。

中・長期目標
○利用者が可能な限り在宅において、自己の能力に応じて自立生活を営むことができるよう、訪問介護事業の充実を図る。また、サービスの提供をきっかけとして、利用者や家族、世帯全体の課題を拾い上げ、他制度や事業、地域での支援につなぐなど、社協の介護事業所ならではの支援を展開していく。

短期目標（令和８年度目標）

- （１）介護が必要な高齢者等にヘルパーを派遣し、食事介助、入浴介助、排泄介助等の身体介護や炊事や洗濯、掃除等の生活援助を身体状況に応じて、利用者の残存能力を生かしながら、自立した在宅生活が送れるようサービスを提供する。
- （２）町からの受託事業（産前産後ヘルパー派遣事業、子育て世帯訪問臨時特別事業）や介護保険外自費サービス事業を実施し、自主財源の確保に努める。
- （３）研修や事例検討を重ね、ヘルパーとしての資質の向上やスキルアップを図る。
- （４）職員の高齢化が進み、新たな職員の確保も難しくなっている中、介護職員等処遇改善加算制度を有効に活用し、雇用や定着率の向上につなげる取り組みを推進する。
- （５）職員体制の整備を図るため、年間を通じて賃金職員（パートタイム）の採用に取り組む。

【令和８年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
（１）訪問介護の推進	（１）介護保険の要介護認定を受けた方を対象として、その方の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう身体介護及び生活援助を行う。（通年）
（２）介護予防訪問介護の推進	（２）町が必要と認めた要支援相当の方に身体・認知機能の維持・向上や自立した生活を営むことができるよう必要な支援を行う。（通年）
（３）産前産後ヘルパー派遣事業の実施	（３）町からの受託事業として、妊娠中及び出産後間もない時期に、家事・育児等を行うことが困難な家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事又は育児等の支援を行う。
（４）子育て世帯訪問支援臨時特別事業の実施	（４）町からの受託事業として、不安や負担等を抱えたヤングケアラー及び支援の必要性の高い妊産婦に対しヘルパーを派遣し、家事・育児等を行う中で家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための支援を行う。
（５）介護保険外自費サービス事業の実施	（５）利用者の多様なニーズに応えるため、介護保険外である自費サービス事業（通院介助等）を実施し、利用者の日常に密着したサービスを提供する中で、自立した生活の継続を出来る限り可能にし、その人らしく生活することを支援する。（通年）
（６）ＢＣＰ（事業継続計画）の運用	（６）災害や危機事象発生時においても、サービス提供を継続できるよう、ＢＣＰ（事業継続計画）に基づき対策を実施する。（必要に応じて随時）
（７）職員体制の整備	（７）年間を通じて賃金職員（パートタイム）の採用に取り組むとともに、処遇改善加算Ⅳを継続的に取得し、職員の雇用や定着率の向上につなげる取り組みを推進する。（通年）

1 1. 資金貸付事業

資金貸付事業

【令和8年度予算書……17ページ】

生活福祉資金貸付事業

【令和8年度予算書……18ページ】

【事業概要】

香典返し等のお気持ちを「福祉のためのご寄附」としてお受けするとともに、日々の生活に一時的に困っている方への救済措置として、本協議会が独自に、たすけあい金庫資金貸付事業を行っている。また、県社協からの受託事業として生活福祉資金貸付事業を実施し、他の機関からの借入れが困難な低所得、障がい者、高齢者世帯等を対象に、世帯の経済的自立、生活意欲の助長促進を目的として、適正な生活福祉資金の貸付と償還事務手続きを行っている。

中・長期目標
○住民の皆様からお寄せいただいた寄附金を地域福祉推進のための貴重な財源として、たすけあい金庫貸付事業を始めとする様々な事業に活用させていただく。 ○行政や県社協、民生児童委員など関係機関との連絡調整を密にし、貸付決定後の償還指導を含む継続的な生活相談を行うことで、低所得、障がい者、高齢者世帯等の自立更生につなげるよう各種貸付事業を推進する。
短期目標（令和8年度目標）
(1) 相談者の生活状況を丁寧に聞き取り、貸付の必要性がある方に速やかに貸付を実施する。 (2) 行政や県社協、民生児童委員等との連携を図り、自立に向けた生活相談を行う。 (3) 貸付後も自立相談支援機関と連携を図りながら、家計の見直しや生活改善ができるよう継続的に支援する。

【令和8年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
(1) 香典返し寄附金、一般寄附金の受け入れ (2) たすけあい金庫資金貸付事業の実施 (3) 生活福祉資金貸付事業の推進 (4) フォローアップ支援制度の取り組み	(1) 香典返しや善意のご寄附（一般寄附）を受け入れさせていただき、本協議会が実施する様々な地域福祉活動に有効に活用する。（通年） (2) 本協議会の独自事業として、生活維持のため、応急的に必要な資金を無利子で貸し付け、生活意欲の助長を図る。貸付上限額は5万円（通年） (3) 資金の貸付と必要な援助指導を行うことで、その経済的自立及び生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるよう支援する。資金の貸付については資金の種類ごとに要件、限度額等それぞれの用途に応じて行っていく。（通年） (4) 専任の支援員を配置し、償還に関する相談（償還猶予、少額返済等）、償還免除、猶予申請手続きの支援、償還猶予の意見書の提出等の業務を行う中で、自立相談支援機関等と連携し、今後の生活再建に向けた積極的な支援を実施していく。（通年）

1 2. 福祉サービス利用援助事業

【令和8年度予算書…19ページ】

【事業概要】

認知症の高齢者や知的または精神に障がいのある方で、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用などに関わる相談や援助、また、日常的な金銭管理のお手伝いをし、自立した生活や権利が守られる支援を行っている。

中・長期目標
○他機関との連携を強化し、事業の趣旨や内容、理解を深め、必要な方へ必要なサービスの提供を行い、幅広い生活課題に対応する事業を推進していく。 ○認知症の高齢者や障がい者などが福祉サービスの利用に当たって不利益や消費者被害等のトラブルに遭わないよう、福祉サービスの利用手続支援や日常の金銭管理を行い、地域で安心して自立した生活が送れるよう努める。
短期目標（令和8年度目標）
（1）他機関との連携を図りながら、福祉サービスの利用援助を主に利用者主体、本人希望による事業の推進を図り、利用者が自立した生活を送れるよう支援する。 （2）判断能力の低下から後見制度への移行が必要な利用者には、後見制度への移行を見据え、関係機関と連携調整を行う。

【令和8年度 実施内容、取り組み】

重点実施項目	具体的な取り組み（何をいつまでに）
（1）事業内容の周知	（1）本人及び支援者に事業の趣旨や内容の理解が深められるよう、相談の際には事業の周知を行う。（通年）
（2）福祉サービス利用援助	（2）福祉サービスを利用する際の情報提供や手続きの援助を行う。（通年）
（3）日常的金銭管理サービス	（3）日常生活に必要な預貯金の払い戻し、公共料金等の支払いをお手伝いする。（通年）
（4）書類など預かりサービス	（4）普段使わない定期預金通帳や権利証、実印などを金融機関の貸金庫等を利用して保管する。

1 3. その他の事業

【事業概要】

本協議会が各福祉団体の事務局を担う中で、それぞれの福祉団体が果たすべき役割を支援し、社協事業との協働により双方の活動の充実を図る。

○団体事務局

- ・岩美町老人クラブ連合会
- ・岩美町赤十字奉仕団
- ・岩美町身体障害者福祉協会
- ・岩美町共同募金委員会
- ・岩美町遺族連合会